

## 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行している。厚生労働省においては、2025年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。在宅サービスにおける身体介護、生活援助など、訪問介護は独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスである。

しかし、本年4月に実施された3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられた。厚生労働省は引き下げの理由として「介護事業経営実態調査」の結果、訪問介護の利益率は7.8%で、全サービス平均の2.4%を大きく上回っていることとしているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、地方の実態は違う。

また、政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所がより一層厳しい経営状況に追い込まれることとなる。

訪問介護は特に深刻で、長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均より月額約6万円も低く、厳しい経営状況に加え、人材確保の面でも大変厳しい状況に置かれており、ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍（厚生労働省調べ）と異常な高水準となっている。

このままでは地方における在宅介護の基礎が崩壊する恐れさえあり、保険料を払っても必要な介護が受けられなくなる事態は何としても避けなければならないことから、下記の事項を国に求める。

### 記

- 1 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月23日

沖縄県浦添市議会

宛先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣